

第 5 5 号議案

（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の
事業推進に関する基本協定の解除について

上記の議案を提出します。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業
推進に関する基本協定を解除するに当たり、議決の必要がある。

（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の
事業推進に関する基本協定の解除について

別紙のとおり、令和４年１２月２０日付けで締結した（仮称）中野
四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業推進に関する基
本協定を解除する。

**（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の
事業推進に関する基本協定書の解除に係る覚書（案）**

中野区、東京国税局、東京都、中野区土地開発公社及び株式会社まちづくり中野２１（以下５者を総称して「甲」という。）並びに代表事業者を野村不動産株式会社とする本事業施行予定者（野村不動産株式会社、東急不動産株式会社、住友商事株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社の４者を総称して、以下「乙」という。）は、甲並びに乙及びヒューリック株式会社との間で令和４年１２月２０日付けで締結した「（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業推進に関する基本協定書（以下「原協定」という。）」について、以下のとおり合意したため覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、ヒューリック株式会社は、原協定第５条第２項ただし書に基づき、甲の書面による承諾を得て、本事業施行予定者から脱退している。

（合意解除）

- 第１条 甲及び乙は、原協定第２１条第１項に基づき、本覚書締結をもって、原協定を合意解除するものとする。
- ２ 甲及び乙は、前項による原協定の解除に伴い、原協定に基づく照会手続及びこれに対する回答並びに協議、調整事項等（以下「旧協議事項等」という。）が効力を失うことを確認する。
- ３ 甲及び乙は、今後の中野四丁目新北口駅前地区における第一種市街地再開発事業について、甲が、旧協議事項等によらずに、新たに、事業を推進することを確認する。

（費用負担等）

- 第２条 甲及び乙は、原協定第２１条第５項本文及び同条第６項本文に基づき、原協定が解除される日までに要した費用等は各自が負担し、相手方その他関係権利者に対し損害賠償請求等を行わないものとする。

（債権債務）

- 第３条 甲及び乙は、甲と乙の間には、原協定に関し、本覚書に定めるもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

（秘密保持義務）

- 第４条 原協定第１９条の規定については、原協定の解除後においても、引き続き有効に存続するものとする。

（著作権等の帰属）

- 第５条 原協定第２３条の規定については、原協定の解除後においても、引き続き有効に存続するものとする。

(協議事項)

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に関して疑義が生じた事項については、甲乙間で誠意をもって協議して解決する。

本覚書締結の証として本書9通を作成し、甲及び乙が各々記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲

東京都中野区中野四丁目11番19号
中野区代表者
中野区長 酒井 直人

東京都中央区築地五丁目3番1号
東京国税局
東京国税局長 星屋 和彦

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

東京都中野区中野四丁目11番19号
中野区土地開発公社
理事長 青山 敬一郎

東京都中野区中野四丁目1番1号
株式会社まちづくり中野21
代表取締役社長 金 野 晃

乙

(代表事業者)

東京都新宿区西新宿一丁目2番2号

野村不動産株式会社

代表取締役 松尾 大作

(共同事業者)

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番1号

東急不動産株式会社

代表取締役 星野 浩明

東京都千代田区大手町二丁目3番2号

住友商事株式会社

代表取締役社長執行役員 CEO 上野 真吾

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜勢 陽一